5. 日常的な維持管理に関する基本方針

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理を以下のとおり実施する。

５－１．道路パトロール

管理橋の日常的な管理として、**表-5.1.1** に基づく車上又は徒歩による道路パトロールを実施する。

表-5.1.1　道路パトロールの基本方針

<table>
<tr><td>対象橋梁</td><td>全管理橋梁</td></tr>
<tr><td>点検箇所</td><td>路面（舗装，地覆，高欄・防護柵，排水施設等）を主体。状況に応じ桁下も対象</td></tr>
<tr><td>頻　　度</td><td>橋梁の重要度に応じて以下のとおりとする
<table>
<tr><td>重要度区分</td><td>カテゴリーⅠ
緊急輸送道路上の橋梁
跨線・跨道橋
2 車線以上の橋梁</td><td>カテゴリーⅡ
カテゴリーⅠ・Ⅲ以外の橋梁</td><td>カテゴリーⅢ
農業用道路など利用者が限定される路線に架かる橋梁</td></tr>
<tr><td>道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙの頻度</td><td>2回／年</td><td>1回／年</td><td>適宜※</td></tr>
</table>
※異常時・通報等の際に実施
また、地震・台風・集中豪雨等の災害が発生した場合、若しくはその恐れがある場合や通報等により異常が発見された場合には、別途、異常時点検を実施する</td></tr>
<tr><td>処置・対応</td><td>著しい変状が確認された場合は、専門技術者による点検の実施を検討する
予防保全のための以下に示す簡易な維持工事を適宜実施する
① 路面清掃・除草
② 排水管・排水ますの土砂撤去，排水不良箇所の改良検討
③ 橋座の堆積土砂の撤去</td></tr>
</table>

５－２．重点点検

定期点検において修繕又は架け替えを必要とする損傷が確認された橋梁に対しては、**表-5.1.2** に基づいた重点点検を実施する。

表-5.1.2　重点点検の基本方針

対象橋梁	定期点検で修繕又は架け替えを必要とする損傷が確認された橋梁
点検箇所	上記に該当する損傷発生箇所
頻　　度	修繕・架け替え工事着手までの期間の２回／年
処置・対応	損傷に進行が確認された場合は、応急処置又は計画の前倒し等について検討・実施する